

## 魚町地区防潮堤工事施工ミスの県の対応に関する協議会としての見解

内湾地区復興まちづくり協議会  
会 長 菅原 昭彦

今般の魚町地区防潮堤工事施工ミスの発覚後の県の対応に関して、そもそも事故を起こした責任のある加害者から損害を受けた住民に対しての発言、進め方としては不適切であり、私たちは県民と県との信頼関係を大きく損なう事案としてまた県政のあり方として深い失望感を覚えています。

今後、地域住民と県の話し合いが誤解や疑念に満ちたものでなく信頼関係に基づいたものにしていくため、また県民と県の信頼確保のあり方について、同じようなことが二度と繰り返されることのないように、改めて経緯に関しての事実と住民の思いについてここに述べます。

1. 内湾地区の防潮堤問題は、防潮堤不要論から始まり、4年以上に渡る多くの時間と労力を費やし住民と行政がお互い話し合いを進めて一つずつ課題を克服しながら進めて来たものであり、5センチ 10センチの高さを巡って議論を交わしてきてようやくまとまった計画を不用意かつ単純なミスにより台無しにしたことに関して、地域住民は驚愕し大きな衝撃を受けるとともに、やっと新しいまちづくりの展望が開けてきた状況下での容認できない出来事に極めて強い失望感を抱いております。
2. 本件発覚からこの方、県の様々な立場の方から様々な形で工事ミスに係る謝罪はあったものの、防潮堤不要論から苦渋の選択をし現在の計画を受け入れた住民と同じ想いを共有した上での発言がみられないこと、さらに想いを共有していないことがミス及び本件が長引く原因であることを認識していないと感じています。
3. そのような中で、5月18日のワーキングにおける知事の発言及びその後の対応については以下の内容の通りであり、それら一連の対応はあらためて被災地の地域住民に精神的な苦痛や心労を与えることとなっています。さらには、民主主義の根幹を揺るがすような態度と進め方であり、住民の県政に対する不信感を増幅させています。

・ 県が責任を持って提案した3案の内から、知事以下県職員の前で 内

湾まち協が総意として「造り直し」を選択したにも拘わらず、それを即座に否定し、内湾まち協のことを指すのか、気仙沼市民のことを指すのか不明ながらサイレントマジョリティーは違う意見であると主張し、そのまま施工を続ける意思表示があったこと。さらにその後の会議などで選択しろとは言っていない旨の発言が県職員からあったこと。

- ・ミス の責任の所在や分担を明らかにしないまま、作り直しは全て税金 で賄われると誤解をされる発言があり、また、これまでの防潮堤を巡る経緯を白紙にするかのように、ミスした 22 cmを高い方が安全と言う単純な考えで整理し、県民の理解が得られないと主張したこと。
  - ・内湾防潮堤における県の合意相手はこれまで全て内湾まち協であった にも拘わらず、今回だけ県民全体を引合いに出し論理を展開し、あたかも内湾の一部の人々が我儘を主張しているように、論理を展開しようとしていること。
4. 5月21日の記者会見において、5月18日の気仙沼での説明会でも使っていない（さも22cmが軽微なことと見える）パネルを使って説明したこと。
  5. 2017.3.17に県職員が間違いに気付いていたことを6月30日の内湾ワーキング資料にはそれとは分からない形で記載し、説明もしなかったにも拘わらず、二日後の県議会常任委員会では県職員の初期的ミスについて詳細に説明をし、その後すぐには地元の説明がなかったこと。
  6. 7月に行った地権者ヒヤリングや地区会での意思表示に関して、協議会は以前から再三にわたりこの問題は数ではないとの主張をしているにもかかわらず、またその集計結果に住民が疑念を抱いているにもかかわらず、再度数による集計結果に基づいた発表やマスコミ対応をしていること。
  7. 今回の魚町地区会での嵩上げ案説明会や運営会議では、県の不誠実、不親切な説明姿勢であったこと。しょうがないから、してあげるといった態度が要所、要所に見られ、施エミスをして地域住民に迷惑をかけているということがまったく感じられないこと。

以上のような状況の中、それでも住民は真摯に県の説明を聞き嵩上げ案も検討してきましたが、以下の理由によりこの限られた時間では理解・合意を得ることは難しいということがわかりました。

- ・ 前述の経緯の通り、地権者の中で県に対しての不信感が相当根強く残っている状況であること。
- ・ 嵩上げ案での説明では、土地区画整理事業が2週間程度確実に遅れると説明があったこと。また、それ以上の遅れが生じない保障がどこにもないこと。
- ・ 道路との格差が最大で75 cmにもなるところと土地が狭いところの対処について、また私有地境界同士の高低差が広がることへの対処について理解が進んでいないこと。
- ・ 不必要な段差を生むことで、不利益を被る住民が出ること。そのことによって地域の分断を生む可能性があること。

従って、協議会としては、地権者の合意を得ることが出来かつ土地区画整理事業が遅れなければという前提で検討を進めてきた22センチ嵩上げ案を現段階でこれ以上進めることは出来ないと判断いたしました。

あらためて、6月30日に県から示された、22センチ嵩上げ案ではなく6月6日の要望書の通り「地盤隆起分を考慮した従来計画どおりの防潮堤施工」「遅滞のない土地区画整理事業の推進」を求めます。